

**令和7年度のごみ収集  
予定表を配布しています**

行政区ごとに、予定表は1〜6番に分かれています。

現在使用している予定表と番号が一致しているか、住まいの行政区の予定表かどうかを確認してください。

2月末までに届かないときは、窓口でも配布しています。

▼配布窓口(3月以降)

環境衛生課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

※市ホームページでもごみ出しの日を確認できます



▲市ホームページ



行政区が合っているか確認してください



問 環境衛生課  
☎096(248)1202

**市役所で『スマホお助け相談窓口』を開設します**

スマホをもっと身近に感じて、便利に使えるように、スマホ相談窓口を開設します。

専門の相談員が対応しますので、ぜひ気軽にお越しください。

なお、端末の購入・料金プラン・パスワード・金銭に関する相談はお受けできません。

▼とき 3月6日(木)・13日(木)

午前9時〜正午  
午後1時〜4時

※1人当たり30分程度

▼ところ

市役所防災センター棟 1階口  
B1スマホお助け相談窓口

▼参加費 無料

▼持ってくるもの

・スマートフォン(体験用スマホ貸し出し可)

・マイナンバーについて相談したい人は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号など

▼相談方法 直接窓口にお越しください(事前予約不要)

※混雑状況により待ち時間が発生する場合があります

申 企画課 デジタル化推進班  
☎096(248)1977

**市奨学資金貸付制度**

向学心に富む学生・生徒で、経済的理由により修学が困難な人へ奨学資金の貸し付けを行います。

▼貸付金額

区分	私立		国公立		金額
	私立	国公立	私立	国公立	
大学生・専門学校生 (高等専門学校第4学年以上の学年に在学する学生を含む)	月額 30,000円	月額 23,000円	月額 23,000円	月額 20,000円	
高校生 (高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する学生を含む)					

▼資格  
・奨学生の保護者が合志市民の人  
・令和7年4月時点で大学、高等専門学校、高等学校、専門学校に在学中の人  
・経済的理由で学費の支払いが困難な人  
・他の機関から奨学金の貸し付けを受けていない人

**第13回合志市内中小企業等  
新入社員合同研修会**

市内中小企業の新規採用社員を対象とした研修会を開催します。参加費は無料です。

▼とき 4月11日(金)  
午前10時〜午後4時30分(予定)

▼ところ

市役所防災センター棟 避難所①

▼対象者

市内に事業所がある中小企業などに採用され、採用後おおむね2年未満の社員

▼内容

・ビジネススマナー(電話応対、来客対応など)  
・社会人としての心構え、報告連絡相談のポイントなど

▼申込方法  
二次元コードから申し込みください。



▲申し込みフォーム

▼申込期限 4月4日(金)  
商工振興課

☎096(248)1115  
市商工会  
☎096(242)0733

**貸付期間**

在学中の学校を卒業するまで

**提出書類**

- 1 奨学資金申請書
- 2 奨学生推薦書
- 3 保証書(連帯保証人2人)
- 4 家族調書
- 5 住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)
- 6 家族全員の令和6年中の所得が証明できるもの(源泉徴収票または確定申告書の控え)
- 7 在学証明書

**貸付条件**

- ・学校を卒業した日から6カ月を経過した日の翌日より償還を開始すること
- ・次の連帯保証人を2人立てること
- ①世帯の主たる生計維持者
- ②別世帯で独立した生計を営み、債務の弁済能力がある人

**申請期間**

4月1日(火)〜30日(水)  
申請希望者は学校教育課に電話連絡後、書類などの受け取りにきてください。

**学校教育課 総務施設班**

☎096(248)2366

**確定申告はお早めに  
(税務署からのお知らせ)**

申告相談会場など

▼とき 午前9時〜午後4時

▼受付期限

・令和6年分の所得税の確定申告 3月17日(月)  
・令和6年中に課税した消費税の確定申告 3月31日(月)

・令和6年分の贈与税の申告 3月17日(月)

▼ところ

菊池税務署(菊池市限府874-1)

※入場には入場整理券が必要です。

当日の整理券配布または国税庁LINEの『確定申告相談の申込』からオンライン発行をご利用ください



▲国税庁LINE

**確定申告の相談**

①『確定申告相談センター』  
熊本国税局では、3月17日(月)まで、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する相談を受けます。相談センターを開設しています。菊池税務署に電話し、音声ガイダンスに従って『0』番を選択した後、用件をお話してください。

**重度心身障害者医療費  
助成金の支給日を  
変更します**

これまで、重度心身障害者医療費助成金は、毎月25日に支給していましたが、4月より支給日を毎月末日に変更します。(末日が土日祝日の場合はその前の平日)

**令和7年度支給日**

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月
3月31日(火)	4月30日(水)	5月30日(金)	6月30日(月)	7月31日(木)	8月29日(金)	9月30日(火)	10月31日(金)	11月28日(金)	12月26日(金)	1月30日(金)
										2月27日(金)

福祉課 障がい福祉班  
☎096(248)1144

**ひとりで悩んでいませんか**

こどもの叱り方がわからない、離婚して自立したい、パートナーからの暴力で困っているなどがあれば、一緒により良い解決方法を探していきましょう。秘密は守ります。



- ▶とき 午前8時30分〜午後5時15分(土日・祝日を除く)
- ▶相談先 こども家庭課 女性・こども家庭班 ☎096-248-1199



②パソコンやスマホで『チャットボット』  
国税庁ホームページ「税務相談」職員ふたばでは、人工知能(AI)を活用して自動で答えます。土日・夜間でも利用できます。



税務職員ふたば



▲チャットボット

菊池税務署  
☎0968(25)2121  
自動音声案内『0』